

地域からの経済好循環の実現に向け、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

労働者の4割が非正規労働化し、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。2018年の全国の最低賃金は、時給で最大が985円、最低が761円、新潟県では803円である。フルタイムで働いても年収120万円から150万円しか得られず、これでは人間らしい文化的な生活はできない。

先進諸国では高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力の確保に繋がり、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。そのために政府が率先して大規模な中小企業支援策を実施し、最低賃金の引き上げを支えている。

日本でも公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。人間らしく生活できる水準の賃金確立を基軸として、生活保護基準、年金、農家の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して生活でき、不況に強い社会をつくることができる。

よって、国においては、次の事項の早期実現を強く求める。

記

- 1 全国一律の最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させる施策を進めること。
- 2 中小企業への支援策を拡充すること。また、中小企業の負担を軽減するための直接的な支援として、中小企業及びそこで働く労働者の社会保険料の負担や税の減免制度などを実現すること。
- 3 中小企業に対する大企業の優越的な地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請代金法及び下請振興法、独占禁止法を抜本改正すること。
- 4 雇用の創出と安定に資する政策を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

新潟県佐渡市議会議員 猪股文彦